様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　2024年12月9日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）　きすてむかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 　キステム株式会社  （ふりがな）　いかど　かずよし  （法人の場合）代表者の氏名 井門　一美  住所　〒520-0047　滋賀県大津市浜大津1丁目4番12号  法人番号　4160001000590  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社におけるデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ） | | 公表日 | 2022年　11月　4日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表場所：当社ウェブサイト  <https://www.kistem.co.jp/contents_detail.php?co=cat&frmId=657&frmCd=13-0-0-0-0#link1> | | 記載内容抜粋 | 当社は全社員一丸となり、より広い視野で社会を観察し、お客様のニーズや課題を的確につかみビジョンを共に描くことで発展に貢献し、当社も時代に応じて適切に業務プロセスや企業文化など組織の見直しをすることで新ビジネス創出を行い、持続する企業・経済・社会を目指し成長していきます。  当社は総合情報サービス事業を通じ、お客様が抱えるさまざまな課題をDXで解決するだけでなく、当社自身も時代を先読みしたイノベーションに取り組み、組織・業務・プロセスを変革し、働き方の改善、生産性の向上、環境に配慮した高付加価値なシステム開発やサービスの提供に取り組んで参ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会において承認決議された内容を抜粋し具体的な戦略について当社ウェブサイトに掲載しております。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社におけるデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ） | | 公表日 | 2022年11月4日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表場所：キステム株式会社ＨＰ  <https://www.kistem.co.jp/contents_detail.php?co=cat&frmId=657&frmCd=13-0-0-0-0#link5> | | 記載内容抜粋 | ＜自社ＤＸの取り組み＞  当社は全社戦略として経営面での効果を考慮しながらデジタル化の優先度を定めており、2026年を目途に以下の通り自社ＤＸを推進して参ります。  １）デジタル活用による業務の効率化・生産性向上  　従来人手で行っていた作業をデジタル化することにより、業務の効率化、生産性向上を図って参ります。先進的なITを積極的に活用することで、技術ノウハウ獲得、スキル向上を図ると共に、社員がより高度な業務に集中できるよう環境を整備して参ります。  ２）新販売管理システム導入による経営・営業数字の見える化  　当社は競争優位性を確保すべく経営基盤である販売管理システム(自社開発)の刷新を予定しております（2026年稼働予定）。新システムでは、営業担当の経験と勘に頼っていた活動を可視化し、お客様を分析、予測することを目指します。この活動により、営業手法の変革や新たなシステム開発にもつなげて参ります。  ＜お客様へのＤＸ推進提案＞  当社はこれまで自治体、流通サービス、製造業などお客様の業種・業界に特化した課題を解決する様々なソリューションを提案して参りました。今後もお客様へのＤＸ提案において、お客様の業界特有の業務を考慮し、自社で培ったデータ活用や先端技術であるAI活用も視野に提案活動を進めて参ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会において承認決議された内容を抜粋し具体的な戦略について当社ウェブサイトに掲載しております。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表場所：キステム株式会社ＨＰ  トップ⇒会社案内⇒当社におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）  <https://www.kistem.co.jp/contents_detail.php?co=cat&frmId=657&frmCd=13-0-0-0-0#link7>  <https://www.kistem.co.jp/contents_detail.php?co=cat&frmId=657&frmCd=13-0-0-0-0#link9> | | 記載内容抜粋 | ＜推進体制＞  当社は上記戦略を実現するため、代表取締役社長を統括責任者、常務取締役を実務責任者とし、役員、関係部署から「ＤＸ推進担当者」を選出し確実な実行を担います。経営会議等で毎月報告を行い、経営幹部で情報の共有、評価を行いＰＤＣＡを回して参ります。  ＜当社における人材育成＞  当社は以前より労働集約型ビジネスからクラウドサービスを中心としたストックビジネスへの転換を目指しております。そのために社員1人1人の能力を最大限に引き出すために企業文化を変革しお客様の抱える課題を解決できる優秀な人材の獲得と育成に投資いたします。特にＤＸ時代にふさわしいマネジメント力、思考力、データ分析力等を十分に備えた人材を社内で育成するための研修を充実させ、資格取得を促し、将来必要とされるシステムの開発やサービスを創造いたします |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表場所：キステム株式会社ＨＰ  トップ⇒会社案内⇒当社におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）  <https://www.kistem.co.jp/contents_detail.php?co=cat&frmId=657&frmCd=13-0-0-0-0#link8> | | 記載内容抜粋 | ＜システム投資等の環境整備＞  当社ではＩＴ投資予算を従来の維持、サポート予算とは別に戦略的投資予算として確保しております。  新販売管理システムは2022年から開発しており、2026年に完成予定となっております。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社におけるデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ） | | 公表日 | 2022年11月4日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表場所：キステム株式会社ＨＰ  トップ⇒会社案内⇒当社におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）  <https://www.kistem.co.jp/contents_detail.php?co=cat&frmId=657&frmCd=13-0-0-0-0#link10> | | 記載内容抜粋 | ・ＤＸ事業は2026年度に当社売上額における一定割合達成を目標 ・新販売管理システムは2024年度に稼働予定 ・スタッフ部門の業務時間は2021年度比で一定量削減を目標 人材育成指標として ・ＤＸ検定レベル認定を従業員の2026年度までに一定割合達成を目標 ・ＡＩ・データサイエンスに関する資格取得者を2024年度までに一定割合達成を目標 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年11月1日 | | 発信方法 | キステム株式会社ＨＰ  <https://www.kistem.co.jp/cmsfiles/contents/0000000/657/DXShintyokujokyo2.pdf> | | 発信内容 | 弊社代表取締役が具体的なDX推進の取組及び進捗状況について発信しております。 ・自社DX推進状況 ・お客様へのDX推進状況 ・その他 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年11月頃　～継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標自己診断フォーマット」に自己診断結果を記入し申請時の添付ファイルとして提出。併せて、「DX指標の手続き」からもアップロード） |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2011年１月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 当社は、ISO27001を認証取得しており、同規格を基にした社内セキュリティルール、PDCAを構築しています。また、その運用について、定期的にセキュリティ監査（直近では外部監査：2021年12月、内部監査：2021年9月）を実施しております。  社内システムはＦＷを設置、サーバー類は当社ＤＣ内に設置、メールはウィルスチェックを導入、社内ＰＣにはセキュリティソフトを導入しております。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。